

第63回埼玉県食の安全県民会議 議事録

日時:平成31年2月12日(火曜)14:00~16:30

場所:コープデリ商品検査センター 大会議室

議事①: 31年度本県の食品安全施策の進め方について

(委員)

・食の安全県民会議の名前を変えて、県・企業・団体等が一体となって施策に取り組む食の安全推進委員会にすることは良いアイデアだと思う。

(委員)

・食の安全推進委員会は時宜にかなった構想である。まずはHACCP推進チームを作るということだが、東京2020オリンピック・パラリンピックに対応したチームも作る予定か？

(事務局)

・県には農産物の取組みとしてS-GAPを推進しているが、東京2020オリンピック・パラリンピックの農産物調達基準に適合した規格であるS-GAP実践農場2020も創設してある。当大会を良い機会と捉え、S-GAPを推進するチームも作る可能性はある。HACCPと同様に推進していきたい。

(委員)

・食の安全県民会議を含め、埼玉県の情報をもっと発信して欲しい。

(事務局)

・彩の国日より、HP、まいたま等で情報を発信しているが、更に県民向けにPRしていきたい。

(委員)

・HACCPの導入を推進するためには、組織の変更は必要であり、時代に合った対応が重要である。

(委員)

・食の安全推進委員会は本会議と同様に年4回開催するのか？

(事務局)

・まだ構想段階のため、具体的な活動頻度は未定である。差し迫った課題であるHACCP導入に対応するため、食の安全推進委員会では、皆さんの力を合わせてパワーアップしていきたい。また、人材育成で、広がりのある取組を行っていきたい。

(委員)

・食の安全推進委員会のメンバーに公募の枠はあるか？

(事務局)

・こちらも未定である。公募をやるのであれば、彩の国日より等で広く周知する予定である。

(委員)

・食の安全推進委員会は食の安全県民会議が次の段階に入るということであるが、消費者の意見も取り入れられる組織にしていきたい。

(事務局)

- ・新組織もそのように考えている。

議事②：県民意見を踏まえた埼玉県食品衛生監視指導計画2019について

(委員)

- ・加工食品の表示について、2020年4月に新基準の完全施行を迎えるが、県としてはどのように対応していくのか。

(事務局)

- ・食品衛生法に関するところでは、表示が間違っていて健康被害があった場合には、商品を自主回収するか回収を命令することになる。特にアレルギー表示については、健康被害の発生を防止する観点から、原材料表示の定期的な確認やコンタミネーションの防止を再度指導していく。アレルギー表示など各大手メーカーは新基準にしっかりと対応していただいているが、個人の営業者に新基準を浸透させるべく、監視指導を徹底していきたい。

(委員)

- ・健康被害を防ぐのは最優先であるが、栄養成分表示や食品添加物についても、消費者にとって有益な情報なので（指導を）お願いしたい。

(委員)

- ・（原材料と食品添加物を分ける）スラッシュとかもあと1年で施行となるのか？

(事務局)

- ・その通りである。

(委員)

- ・資料2-2のNo.2にもあるが、県でのジビエ対策はどのように行っているか？

(事務局)

- ・県では平成27年に「埼玉県野生鳥獣肉の衛生管理取扱要領」を作成し、指導している。ジビエを扱う施設は県では西部に集中しており、管轄保健所の職員が立入検査を年1回以上行っている。